合併処理浄化槽を設置する建築確認申請について

新見市では、新見市公共浄化槽等整備排水処理施設条例に基づき、新見市汚水適正処理区域等（下図の凡例表示された区域）以外の区域では、合併処理浄化槽を市が設置します。

このため、民間の建築工事に係る確認申請時に添付が必要な浄化槽関係図書は、市が設置機種や工事業者を決定した後に作成することとなるため、確認申請の手続きが遅延することを防止するためにも、建築主の方は、建築の計画段階で、早期に市下水道課に浄化槽設置の申請をしてください。

市下水道課が契約により設置機種や施工業者を決定し、浄化槽の関係図書を作成しますので、これを添付して建築確認申請を行ってください。

公共下水道等の区域（凡例の表示のない区域では市が浄化槽を設置します。）

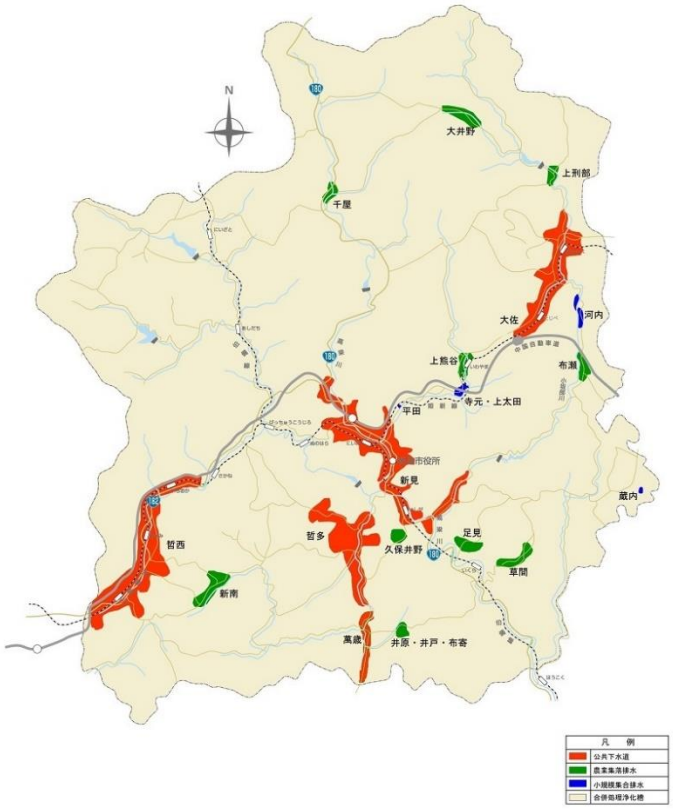

下水道課連絡先

新見市正田３３０－６２

電話　０８６７－７１－０１０８